

R080202

生徒指導部

校則改定又は廃止の手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則等の見直しが必要と判断したときは、教員、保護者、学校評議員等から意見を聴取し、運営委員会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、運営委員会等での議論を踏まえ、校則の改定又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、必要に応じて議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。